

参 考 资 料

● 施策体系一覧 ●

● 重点施策

大項目	中項目
1. 歴史・文化の拠点づくりと活用	1. 文化施設の活用・運営への住民参加システムの確立 2. 歴史・文化情報の発信 3. 史跡中宮寺跡の整備
2. 環境・景観まちづくり	1. 景観計画の活用 2. 沿道景観の整備 3. 歴史的な町並みの保全 4. バイオマスタウン構想の推進 5. 地域資源活用事業の推進 6. 自然回復の拠点づくり 7. 環境意識づくり
3. 健康と福祉を支える人づくり	1. 公共施設の活用・運営への住民参加システムの確立 2. 地域でのミニ生活支援機能づくり 3. 地域における子育て支援の充実 4. ボランティア活動の育成・支援
4. 農・食を通じた交流のまち	1. 農と食の交流拠点づくり 2. 魅力ある店づくり 3. 住民の農への参加の促進 4. 体験型観光地づくり 5. 観光まちづくりの組織化
5. 斑鳩らしい協働のしくみ	1. 「(仮)協働のまちづくり条例」の制定 2. 活動支援システムの確立 3. 情報公開の充実 4. コミュニティづくり

● 基本施策

施策の柱	大項目	中項目
1. 文化の香り高く 心豊かなまちづくり ～人づくりと文化の振興～	1. 歴史文化	1. 歴史文化資源の保全・活用 2. 歴史文化情報の発信 3. 歴史文化の拠点づくり
	2. 文化・芸術	1. 文化・芸術にふれる機会の充実 2. 文化・芸術活動の支援 3. 文化・芸術情報の発信
	3. 生涯学習・生涯スポーツ	1. 生涯学習の充実 2. 生涯スポーツの充実 3. 生涯学習・生涯スポーツの推進体制の整備 4. 生涯学習・生涯スポーツ施設の充実
	4. 学校教育	1. 時代に応じた教育内容の充実 2. 教育環境の整備・充実 3. 相談体制の充実
	5. 人権・平和・多文化共生	1. 人権意識の高揚 2. 人権の擁護 3. 非核平和の推進 4. 多文化共生の推進
	6. 男女共同参画	1. 女性の社会参画の推進 2. 教育・啓発活動の推進 3. 生活支援体制の充実
2. すこやかに生き生き くらせるまちづくり ～保健・福祉・医療の充実～	7. 健康づくり	1. 健康づくりの意識啓発と活動支援 2. 予防・相談体制の充実 3. 保健・福祉・医療の連携と充実
	8. 次世代育成	1. 良好な子育て環境づくり 2. 子どもの権利の保障 3. 子ども・若者育成支援の充実 4. 地域ぐるみの子育て支援の充実
	9. 高齢者福祉	1. 社会参加の促進・支援 2. 福祉サービスの充実 3. 地域ぐるみの福祉活動の推進
	10. 障がい者福祉	1. 社会参加の促進・支援 2. 自立支援策の充実 3. 療育・保育・教育の充実
	11. 社会保障	1. 国民健康保険の充実 2. 福祉医療の充実 3. 国民年金制度の普及促進 4. 生活困窮世帯への支援の充実

施策の柱	大項目	中項目
3. 潤いのある魅力的なまちづくり ～都市環境の整備～	12. 風景・景観	1. 斑鳩の里の風景・景観の保全
		2. 市街地景観の形成
		3. 花と緑のまちづくり
	13. 自然環境	1. 山林の保全・活用
		2. 水辺の保全・活用
		3. 自然資源の保全・活用
	14. 道路・交通網	1. 幹線道路の整備
		2. 生活道路の整備
		3. 公共交通の整備
	15. 住宅・生活環境	1. 市街地の整備
		2. 拠点づくり
	4. 安全で快適なまちづくり ～生活環境の整備～	16. 環境保全
2. 環境保全対策		
17. ごみ・し尿		1. 循環型社会の形成
		2. ごみ・し尿処理
18. 防災・防犯		1. 防災・消防
		2. 防犯
		3. 交通安全
19. 上水道		1. 上水道施設の整備
		2. 災害に強い管理システムの検討
		3. 意識の啓発
20. 下水道		1. 都市下水路の維持管理と雨水対策
		2. 公共下水道の整備
		3. 水洗化の促進
		4. 管理システムの充実
5. 活力とにぎわいのあるまちづくり ～産業・観光の振興～		21. 農業
	2. 農業経営の改善	
	3. まちづくりと農業の連携	
	22. 商工業	1. 商業の活性化
		2. 商業地区の整備
		3. 工業環境の整備
	23. 観光	1. もてなし体制の充実
		2. 新しい観光魅力づくり
		3. 観光まちづくりの推進
	24. 消費生活	1. 消費者意識の向上
		2. 消費者保護対策の充実
		3. 買物環境の充実
6. とともに築く協働のまちづくり ～地域自治の強化～	25. コミュニティづくり	1. コミュニティ活動の育成・支援
		2. 住民活動の育成・支援
		3. 交流活動の推進
		4. 活動拠点の整備・充実
	26. 住民の参加と協働	1. 住民と行政の協働によるまちづくり
		2. 広報・広聴活動の充実
	27. 情報化	1. 行政の情報化の推進
		2. 人材の育成
	28. 行財政	1. 効率的な組織の編成・運用
		2. 計画的な行財政運営
		3. 行政事務の効率化
		4. 広域行政の推進

あ行

● ISO14001

国際標準化機構が定めた環境を管理するしくみの国際規格のこと。環境保全や改善のための環境管理体制にかかわる評価の指標として、事業所等が認証を受ける。審査登録機関が審査をおこない、認証を与える。

● 斑鳩町健康増進計画

健康増進法に基づいた計画で、平成 15 年度に策定した「健康いかるが 21 計画」を見直し、平成 23 年度より改称したもの。これまで「高血圧・脳卒中予防」を課題として、健康づくりを推進してきたが、近年はストレスの多い社会であることから、この計画では「こころの健康」に対する取組みも行っていく。

● 一次救急医療

救急医療は、一次（初期）救急、二次救急、三次救急の 3 段階で対応する。一次救急医療とは救急患者を診察治療し、傷病の程度を判断すること。入院治療の必要がなく外来で対処できる帰宅可能な患者に対応する初期の救急医療をいう。

● エコクッキング

買物、料理、片づけの際に環境への負荷をできるだけ減らす料理方法。例えば、旬の食材や食品トレーなど包装の少ない食材を買うこと、キャベツの芯やダイコンの葉なども役立てて料理すること、汚れをふき取ってから皿を洗うことなどの工夫ができる。

● エコポカード事業

本町が取り組んでいる事業で、空き缶を回収機に入れるとポイントがたまり、ポイントに応じてエコ商品と交換できる制度のこと。今後は、落ち葉や廃食用油なども対象とする予定で、交換商品も地域の農産物や廃油から作った石鹸やろうそく、たい肥などと交換できるしくみを検討している。

● エコミュージアム

自然環境、文化財や史跡、地場産業などを未来に引き継いでいくべき地域の資源と捉え、それらの保存、調査・研究や来訪者への説明などの活動を、現地で住民が主体となっていくことにより、地域全体を「屋根のない博物館」に見立てようとするもの。

● NPO

Non-Profit-Organization の頭文字をとったもので、非営利民間組織などと訳される。福祉、災害支援、地域づくりなどのさまざまな分野で、非営利で活動をおこなう市民組織のこと。広義には公益法人全般を含むが、法律により NPO 法人として認定された団体を意味することが多い。

か行

● 環境共生型のまちづくり

自然との共生の観点を含め、経済活動やくらしのあり方を見直し、住民、事業者、行政の協働で、

環境への負荷の軽減や省資源、省エネルギー、リサイクル、さらに水循環などの取組みを通じて、社会全体を環境保全型へと変えていくまちづくりのこと。

● 観光まちづくり

地域の特色を生かし、誇りを持って暮らし続けられるまちを育てることが、結果として、地域を訪れる人の楽しみや交流につながる新しい観光のあり方のこと。こうした観光では、地域の自然や景観、文化、くらしの風景などが観光資源となる。

● 協働のまちづくり条例

住民、事業者、行政などとの協働によってまちづくりをすすめる上でのルールを定めた条例のことで、協働の考え方や主体、それぞれの役割や協働の手法などを明確にするもの。

● 協働のまちづくり指針

斑鳩らしい協働のあり方や協働の目的、協働の主体やこれらを支える人材、情報、財源、拠点、資源などのあり方を明確にするために、住民、事業者、行政などが協働で策定する指針のこと。

● クラウド（クラウドコンピューティング）

クラウドとは、企業や自治体が所有するコンピュータ機器やソフトウェア、データ等の情報リソース（資源）をインターネット上に分散させ、ネットワークを通じて利用するしくみ。このことにより、組織はITの導入コストや維持管理コストを削減することができる。

● グリーンツーリズム

自然豊かな地域や農村にゆっくりと滞在し、自然体験、農業体験などを通して、地域の人々や文化、自然との交流を楽しむ旅行の形で、農村の活性化、農村や自然環境の保全、都市住民の余暇活動を実現することをめざす。

● 景観協定

景観法の規定にもとづき、景観区域内の一定の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。景観協定で締結可能な事項は、建物の形態などハード面から、色彩や植栽などのソフト面まで幅広く含まれ、地域に合わせた内容とする。

● 景観条例

自然的・歴史的・人文的等の景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備することなどを目的として、各地方自治体の定めた条例。景観法が2005年に施行されて以降、景観行政団体である地方公共団体は条例で景観問題に対して大きな役割を果たすことが可能になった。

● 建築協定

全国一律に定める建築基準法では満たされない、地域の個別的な事情や要望を反映するため、一定の区域内において、土地所有者等の全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠または建築設備などの建築物に関する基準を定めたもの。

● 高度情報通信ネットワーク

高度情報社会に必要なとされる大量の情報を経済的に伝達・通信・処理できる通信網のこと。情報の形の多様化に伴い、通信の内容は電話やファックスなど音声や記号によるものから、インターネットを通じた画像や動画、数値情報を含めたものまで広がってきている。

● コミュニティガーデン

街角の小広場などみんなでつくるまちの庭づくりで、個人の庭とは違った新しい、より多くの楽しみや効果があるものとして、大切にしていこうとの考え方。「人と自然」「人と人」「人と地域」のよりよい関係づくりがテーマとなる。

● コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組みのこと。地域における創業機会、地域雇用を拡大するとともに、地域の自立・活性化、地域コミュニティの再生、住民の生きがいにもつながると期待される。

● コンパクトなまち（コンパクトな地域構造）

近年の都市のあり方として、環境負荷の軽減や公共施設の効率性の向上、コミュニティなどがよりよく機能するために、従来のように都市が拡大する方向をめざすのではなく、住まいと仕事場や公共施設、生活利便施設などが一体となったまとまりのあるまちが指向されている。

● コンピュータウイルス

コンピュータで、電子メールや他人から渡されたデータファイルなどを介して、他のシステムに入りこむプログラム。自己増殖したり、格納してあるファイルを破壊したりするところから、ウイルス（病原体）になぞらえていう。

さ行

● 3R

リデュース(Reduce 廃棄物を減らすこと)、リユース(Reuse 再使用すること)、リサイクル(Recycle 資源化して再利用すること)の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための行動を促す標語であり、考え方。

● 市街化区域

都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

● 市街化調整区域

都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。

● 循環型社会

資源の採取や廃棄が最小かつ環境への影響の少ないかたちで行われ、さらに、一度使用したものがくり返し再生、使用されるなど、環境への影響を最小にするようなしくみをもつ社会。

● 障がい者基本条例

障がいのある人の支援について、基本理念を定め、行政、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障がいのある人の積極的な自立と社会参加を促進し、障がいがあっても分け隔だてられることなくくらすことができる地域社会の実現をめざすもの。

● 情報格差

情報化の進展により、多様なメディアによって大量の情報が入手できるようになる一方で、インターネット等を利用して情報を収集・活用できる人とできない人の間に情報の量や質に格差が生まれること。

● 情報セキュリティ（情報セキュリティポリシー）

情報を得ることを認められた者だけが、その情報を得られ（情報の機密性）、情報が破壊、改ざん又は消去されておらず（情報の完全性）、必要時に中断することなく情報を得られる状態（情報の可用性）を維持すること。これらを維持するための政策が「情報セキュリティポリシー」。

● 親水性

専門的には、水と親和性が大きく、水に溶けやすいなどの性質を持つことをいうが、近年は、「水に親しむ」という意味で、河川や水路などの水辺を生かし、人々が水辺を感じたり、水にふれたりできる空間を「親水性の高い空間」と呼ぶなど、意味合いが広がっている。

● 親緑性

「緑に親しむ」という意味の言葉で、自然や緑が豊かで、人々が緑を感じたり、ふれたりできる空間を「親緑性の高い空間」と呼ぶなど、まちづくりや設計の分野で使用される。

● 成年後見人制度

認知症の高齢者や知的障がい者など精神上的障がいなどによって判断能力が十分でない人を保護する制度。不当な取引などで損害を受けないように財産管理を後見人に委託するなどして保護するとともに、自己決定の尊重、残存能力の活用、プライバシーへの配慮がはかられている。

● セクシャル・ハラスメント

「性的嫌がらせ」と訳され、相手の意に反した性的な性質の言動を行うことを指す。

● しゅんせつ（浚渫）

河川や池の底に堆積した土砂などを取り除くこと。

た行

● 体感治安

犯罪件数などに基づく統計的な治安ではなく、住民が治安に対して感じる印象のこと。日本の犯罪件数は減少傾向が続いているが、報道などを通じての印象や、地域のコミュニティ、人のつながりが弱くなっていることなどから、治安への不安を持つ人が増えている。

● 地域経営

ひとつの地域を経営体とみなして自立した管理・運営をおこなうこと。今日では、基礎自治体である市町村にそのような姿勢が求められている。

● 地域自治

地域の住民が、自分たちの地域を自分たちの手で運営すること。そのためには、高齢者や子育て世帯などへの生活支援、健康づくり、防犯、防災など、地域にかかわるさまざまな分野で住民によるま

ちづくりが求められることになる。

● 地域福祉計画

地域福祉の推進を目的として、地域に住んでいるすべての人が安心してその人らしい自立した日常生活を送ることができるよう、地域の課題解決のための方法やそのしくみづくりについて定める計画。

● 地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障がい・精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行う事業のこと。

● 地域ブランド

地域の資源を生かして、地域独自の信頼度が高い商品やサービスとしてブランド化することで、地域自体のブランド力を高め、地域外から人や資金を呼び込むこと。

● 地区計画

住民が主体となってそれぞれの地区の特性にふさわしい「まちづくりのルール」を定める制度。地区単位の整備目標（将来像）、土地利用、公共施設、建築物などの整備に関する詳細な計画を法的に制度化したもの。

● 着地型観光

観光客を受け入れるまちの側がツアーを企画したり、情報を発信したりする観光のあり方のこと。従来の画一的な団体旅行とは異なり、まちの文化や生活にじっくりふれる旅行へのニーズが高まっており、観光を受け入れるまちの側の企画力や発信力が観光の質を左右するようになっている。

● ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人といったパートナーから女性にむけられる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。親子間や、同居の高齢者と介護家族の間におこる「家庭内暴力」とは区別される。

は行

● バイオディーゼル燃料

菜種油や使用済のてんぷら油など、生物由来の油から作られたディーゼルエンジン用の燃料で、軽油の代替燃料として注目されている。地球温暖化対策の一つとして導入が推進されており、本町では、廃食用油を回収し、ゴミ収集車の燃料として利用している。

● バイオマスタウン構想

「バイオマス」は生物由来の資源を意味し、本町では、廃棄物の減量と再利用に取り組んでいる。生ごみや枝葉のたい肥化、廃食用油のバイオディーゼル燃料化や石鹼へのリサイクル、空き缶や落ち葉、廃食用油の回収によってポイントが貯まるエコポカード事業などをすすめている。

● ハザードマップ

災害予測図のことで、地震や台風などがおきた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したもの。防災に役立つために避難場所や避難経路なども書き込んだものを防災マップとよぶ。

● ビオトープ

野生生物が共存共生できるひとつの生態系をもった空間（＝ビオトープ）をつくることで、地域の自然環境の保全と再生をはかること。この考えに近い例として、生き生きプラザ斑鳩の庭に水辺が再生されている。

● ヒブワクチン

小児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンのこと。

● ファミリー・サポートセンター事業

子育てのお手伝いをしたい人と子育ての手助けをしてほしい人とが会員登録し、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動事業のこと。

● フードツーリズム

地域の自然や農業、伝統食などを生かして新しい食文化を創造し、観光や交流、産業振興に生かす取り組みのこと。

● 不正アクセス

他人の ID（識別番号）やパスワードを無断で使用するなどして、権限のないコンピュータを不正に利用すること。たとえば他のコンピュータに侵入して個人情報を見たり、データを改ざんしたり、盗み出したりすることなど。

● ほ場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

ま行

● まちなか観光

世界遺産や有名な寺社仏閣、景勝地などを大型観光バスで訪れる従来の観光に対して、まちそのものを観光の対象として散策する観光のあり方。こうした観光では、町並み、農村風景、商店街、地域産業、芸術文化、歴史、地域のくらしなど、その地域の固有の文化すべてが観光資源となる。

● メタボリック・シンドローム

内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）によって高血圧や高血糖、脂質異常などさまざまな病気が引き起こされやすくなった状態のこと。心筋梗塞や脳卒中など、生活習慣病の引き金になるといわれている。

や行

● 用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の3つがあり、各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限がくわしく規定される。

● 策定経過 ●

年月日	内容	
平成 20 年 12 月	町民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間: 12 月 12 日～30 日 ・調査対象: 町内に在住する 18 歳以上の方から無作為に抽出した 2,000 人 ・回収状況: 有効回収数 957 票 有効回収率 47.9%
平成 20 年 12 月 ～21 年 3 月	斑鳩町の現状分析等基礎調査	
平成 21 年 12 月 21 日	第 1 回斑鳩町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・第 4 次総合計画策定の進め方 ・第 4 次総合計画に係る基礎調査の報告
平成 22 年 2 月	各課ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次総合計画の達成状況について
4 月 15 日	第 2 回斑鳩町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次斑鳩町総合計画 基本構想(素案)の検討 ・まちの将来像(まちづくりのテーマ)の確定
6 月 21 日	第 3 回斑鳩町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(素案)の検討 ・第 4 次斑鳩町総合計画 基本計画(素案)の検討
8 月 29 日	まちづくりフォーラム開催	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「地域資源を活かした住民主体のまちづくり」 講師: 麻生憲一(奈良県立大学教授) ・第 4 次総合計画策定の中間報告 ・事例紹介「参加と協働のまちづくり」 ・パネルディスカッション 「斑鳩町・参加と協働のまちづくり」
9 月 22 日	第 4 回斑鳩町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(原案)の検討 ・基本計画(原案)の検討
10 月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間: 10 月 4 日～22 日 ・閲覧場所: 役場企画財政課窓口、各公民館、町ホームページ ・意見提出状況: 2 名から 9 件のご意見が提出された
11 月	各課ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次総合計画の前期実施計画について
11 月 11 日	第 5 回斑鳩町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次総合計画(原案)の確定 ・答申
11 月 24 日	斑鳩町議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次総合計画(原案)の説明
12 月 6 日	斑鳩町議会議決	

●斑鳩町総合計画審議会条例●

平成12年3月19日

条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、斑鳩町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、斑鳩町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもつて組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、諮問を受けた審議が終了し、町長への答申がなされた時点をもつて任務を終わる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は公開を原則とし、会長が招集する。

2 審議会は委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画財政課が所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

●斑鳩町総合計画審議会委員名簿●

区 分	氏 名	略 歴 等
会長	麻生 憲一	奈良県立大学教授 町都市計画審議会会長
会長代理	平林威久子	技術士（都市計画）、一級建築士 町都市計画審議会委員
委員	井上 雅仁	町商工会青年部部長 県商工会青年部連合会会長
委員	大方 美香	大阪総合保育大学教授 町男女共同参画推進委員会委員
委員	奥村 もえ	奈良2010年塾第4期卒塾生 まちづくり斑鳩太子塾塾生
委員	中西 達也	弁護士 町政治倫理審査会委員
委員	福井 方子	町民生児童委員 町男女共同参画推進委員会委員 町体育指導委員
委員	福瀬 敏	奈良県視覚障害者福祉センター所長
委員	石原 嘉英	公募委員
委員	吉田 由香	公募委員

(敬称略・順不同・略歴等については平成21年12月現在のもの)

●総合計画諮問●

斑企財第 473 号
平成21年12月21日

斑鳩町総合計画審議会
会長 麻生 憲一 様

斑鳩町長 小城 利重

斑鳩町総合計画について（諮問）

斑鳩町総合計画審議会条例（平成11年条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

第4次斑鳩町総合計画（基本構想・基本計画）の策定に関する事項について、貴審議会の調査及び審議を求めます。

●総合計画答申●

平成22年11月11日

斑鳩町長

小城 利重 様

斑鳩町総合計画審議会

会長 麻生 憲一

斑鳩町総合計画について（答申）

平成21年12月21日付、斑企財第473号で諮問された第4次斑鳩町総合計画（基本構想・基本計画）について、慎重に審議を行った結果、別紙の通り答申します。当審議会は、今日までの斑鳩町のあゆみや町をとりまく社会背景や経済状況、新たな総合計画における町の課題、住民アンケート調査やまちづくりフォーラムでの意見等を踏まえ、歴史と文化を生かす個性あるまちづくり、参加と協働による自律的なまちづくり、安全・安心で心豊かにくらすまちづくりを基本的な考え方とし、町の将来像を住民と行政の協働により実現しようとする本計画(案)を、斑鳩町のまちづくりの基本指針として総合的・計画的に推進されることを期待します。

なお、本計画実現に向けて、特に次の事項について十分配慮しながら、計画的な事業の推進を図られることを要望します。

記

1. 本計画の実現に向け、計画の内容を網羅した、具体性がありかつ目標指標を定めた実施計画を策定するとともに、進捗状況については毎年度公表されたい。
2. 本計画の特徴である「参加と協働のまちづくり」を推進するため、計画に取り上げられている指針づくりや制度づくりなどについて速やかに対応し、具体化に向けた取組みを進められたい。
3. 本計画がめざすまちづくりを実現するため、重点施策については速やかに事業化し、具体的な展開を図られたい。
4. 本計画の的確な進捗管理や定期的な確認業務を実施し、さまざまな情勢の変化に対応して、適切かつ弾力的な取組みを進められたい。
5. 本計画についてはあらゆる機会を通じて住民への周知に努め、常に住民の視点に立った行政の対応に努められたい。